



F No. 0・6・2 (2)
令和8年8月20日

秦野市議会議長

相 原 學 様

秦野市議会議員政治倫理審査会

委員長 桑 原 昌 之

秦野市議会議員政治倫理規程第3条・政治倫理基準に違反する疑
いがある事件の調査請求について（報告）

令和8年6月5日付けで調査及び審査の付託を受けた事件について、秦野市
議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第5条第11項の規定に基づき、
次のとおり報告します。

1 審査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）の氏名

中村 知也

2 審査請求の対象となる事由の該当条項

(1) 規程第3条第1号

常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して、い
かなる金品も授受しない

(2) 規程第3条第6号

市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む

3 審査請求の対象となる内容

(1) 飲食代金一時未払い及び政治倫理審査会委員長宛文章について

ア 同年1月22日に有志で会食した際の飲食代金について、4月21日
開催の政治倫理審査会（以下「審査会」という。）で指摘されるまでの一
定期間、市民が対象議員の飲食代金を支払っていること。

イ 4月21日付けで審査会に提出した文章の内容は虚偽の可能性がある
こと。

(2) 市内公的団体の懇親会における言動について

同年1月開催の市内公的団体の懇親会の席において、出席者1名と口論
になり暴言を発するとともに、離れようとした相手の腕をつかみ引っ張る

行為をしたこと。

4 審査の結果

別紙のとおり

審査の結果

1 審査の経過

審査会は、付託された事案が、規程第3条政治倫理基準に違反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

審査会の経過及び主な内容は、次のとおりである。

(1) 令和8年6月15日（月）

審査請求の内容について確認するとともに、調査の適否について審査を行い、調査請求のあった事案は、調査請求が適切であると認定した。

(2) 令和8年6月30日（火）

審査会を非公開とし、対象議員から弁明を受けるとともに、審査会委員（以下「委員」という。）による事情聴取を行った。

(3) 令和8年7月13日（月）

審査会を非公開とし、関係資料の確認を行った。

(4) 令和8年8月3日（月）

これまでの調査を踏まえ、政治倫理基準違反の存否について協議し、付託された事案を規程第3条に反するものと認定した。

(5) 令和8年8月19日（水）

審査結果報告書（案）について協議・決定し、付託された事案の審査を終了した。

2 審査会の結論

(1) 飲食代金一時未払い及び政治倫理審査会委員長宛文章について

自身の弁明と、関係者の主張に食い違いがあるものの、数か月にわたり飲食代金の未払いを発生、放置した事実そのものが、議員としての品位を著しく欠くものである。また、委員長宛訂正・弁明の文章についても、反省の弁の割には具体性がなく、委員の質疑に対しその場を取り繕うような弁明に終始するとともに、当該事案の審査中に関係者の元へ出向き、自己保身及び不利益回避と捉えられる行動をしたことは、議員としての自覚に欠けると言わざるを得ない。

以上のことから、規程第3条第6号に違反するものと認定した。

併せて、規程第2条（議員の責務）及び第3条第1号にも抵触するとの

意見があった。

(2) 市内公的団体の懇親会における言動について

市内公的団体の組織の一員として活動しているにもかかわらず、懇親会の場において上位職にある人物と口論になり、「おれは市議会議員だ」などと暴言を発するとともに、腕を一定時間掴む暴力行為を行った。

粗暴かつ暴力的な言動・行動は議員の資質に欠け、市議会全体の名誉と信用を損なう行為であることから、規程第3条第6号に違反するものと認定した。

3 審査会としての意見

(1) 対象議員への措置内容について

対象議員の言動・行動は、政治倫理基準に定める「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む」ことを逸脱しており、市議会議員という公人の立場の認識が欠如していると言わざるを得ない。

飲食代金の未払い放置や自己保身のための行動、懇親会の席での威圧的な言動や暴力行為は、市議会議員としての資質そのものが欠けていることから、厳しい措置が必要と考える。

以上のことから審査会としては、規程第6条第3号「辞職勧告」の措置が妥当であるとの意見を申し添える。